

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 荒 井 正 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 利根川自転車道線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
久喜市栗橋北二丁目十九番地先から 同市栗橋北二丁目二十番地先まで	久喜市栗橋北二丁目十九番地先から 同市栗橋北二丁目二十番地先まで	区 間
八・五〇〇 一六・二〇	三・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一〇九・八七	八八・一九	延長 (メートル)
		備 考